

農 振 第 38 号
令和6年4月9日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 岸田 文雄 様

岩手県知事 達増 拓也

岩手県産シカ肉の「出荷・検査方針」の見直しについて

「検査計画・出荷制等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、令和2年3月31日付けで提出した「出荷・検査方針」を別添のとおり見直したので提出します。

変更点 1

<内容>

本県の「出荷・検査方針」の食肉処理加工施設に遠野市の「遠野ジビエの里」を追加した。

<変更の理由>

遠野市及び食肉処理加工施設「遠野ジビエの里」において、本県の「出荷・検査方針」に基づく管理体制が整ったため。

変更点 2

<内容>

食肉処理加工施設が所在する市町村を「施設が所在する市町村」と称し、別表にまとめて記載した。

<変更の理由>

今後シカ肉を処理する食肉処理加工施設が増加することを想定し、記載方法を見直したため。

出荷・検査方針

1 ニホンジカ肉の放射性物質検査

- (1) 食肉加工を目的として別表の食肉処理加工施設（以下「処理加工施設」という。）が、受け入れしたニホンジカ肉については、全頭につき、岩手県が自ら又は岩手県が指定する検査機関（以下「検査機関」という。）に委任し、放射性物質についての精密検査（以下「精密検査」という。）を行う。
- (2) (1)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が 100 Bq/kg 以下の場合は、検査したニホンジカ個体の肉は出荷しても差し支えないものとする。
- (3) (1)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が 100 Bq/kg 超過の場合は、検査したニホンジカ個体の肉全てを処理加工施設において廃棄するものとする。

2 処理加工施設におけるニホンジカ個体の受入計画の作成

受け入れした個体の精密検査を効率的に行うため、処理加工施設は、岩手県と協議の上、月毎に受入計画を作成する。

3 処理加工施設における管理等

(1) ニホンジカ個体の受入及び確認

- ① 処理加工施設は、別表の施設が所在する市町村（以下「所在市町村」という。）職員立ち会いの下で、受け入れするニホンジカ個体の捕獲者、捕獲日時、捕獲場所等の捕獲に関する情報を確認するとともに、ニホンジカ個体を区分して管理するための個体番号を付ける。

また、捕獲に関する情報、体重、性別、検査結果等を記録する搬入・処理管理台帳を作成するとともに、その写しを所在市町村に提出する。

- ② 所在市町村は、提出された搬入・処理管理台帳の写しを、速やかに、岩手県に提出する。

(2) ニホンジカ肉の保管・管理

- ① 処理加工施設は、受け入れしたニホンジカ個体の解体処理を行い、保冷库で保管する。
- ② 所在市町村職員は、処理加工施設が受け入れしたニホンジカ個体の肉について、精密検査に必要な試料の採取を行う。

また、検査機関へ試料の送付を行うとともに、岩手県に精密検査を依頼する旨を報告する。

③ 処理加工施設は、精密検査の結果が判明するまでの間、検査未了であることを明示し、適切な個体分別の下で保管・管理を行う。

④ 岩手県は、検査機関から検査結果を受理した後、「ニホンジカ肉の放射性物質検査結果通知書」を作成し、所在市町村及び処理加工施設に通知する。

また、検査結果において、放射性物質の値が 100Bq/kg 超過であることが確認された場合には、速やかに、検査したニホンジカ個体の肉全てが適切に廃棄されるよう所在市町村及び処理加工施設に指示する。

⑤ 処理加工施設は、所在市町村職員の立ち会いの下、放射性物質の値が 100Bq/kg 超過であることが確認されたニホンジカ個体の肉全てを廃棄用容器へ投入し、適正に廃棄した旨を、「廃棄確認書」により、岩手県に報告する。

(3) ニホンジカ肉の出荷管理及び表示

① 岩手県は、検査結果において、放射性物質の値が 100Bq/kg 以下であることが確認された場合には、検査したニホンジカ個体の肉が出荷可能であることを所在市町村及び処理加工施設に指示する。

② 処理加工施設は、出荷するニホンジカ肉全てについて、個体番号を記した出荷・販売台帳を作成する。

また、出荷・販売製品の包装パッケージ等に、個体番号及び放射性物質が基準値以下である旨の表示を行う。

4 情報の提供

岩手県、所在市町村及び処理加工施設は、消費者・流通業者等に対して適時・的確に検査結果などの情報を提供するとともに、今後、この「出荷・検査方針」に基づき、処理加工施設が出荷・販売するニホンジカ肉は、食品衛生上問題ないものであることを周知する。

附則

本方針については、令和 6 年 5 月 1 日から適用する。

【別表】 食肉処理加工施設

施設名	施設が所在する市町村
ジビエ Works～三陸やま物語	大槌町
遠野ジビエの里	遠野市

岩手県出荷・検査方針（新旧対照表）

新	旧
出荷・検査方針	出荷・検査方針
1 ニホンジカ肉の放射性物質検査 (1) 食肉加工を目的として<u>別表の食肉処理加工施設（以下「処理加工施設」という。）</u>が、受け入れしたニホンジカ肉については、全頭につき、岩手県が自ら又は岩手県が指定する検査機関（以下「検査機関」という。）に委任し、放射性物質についての精密検査（以下「精密検査」という。）を行う。 (2) (1)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が 100 Bq/kg 以下の場合は、検査したニホンジカ個体の肉は出荷しても差し支えないものとする。 (3) (1)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が 100 Bq/kg 超過の場合は、検査したニホンジカ個体の肉全てを処理加工施設において廃棄するものとする。 2 処理加工施設におけるニホンジカ個体の受入計画の作成 受け入れした個体の精密検査を効率的に行うため、処理加工施設は、岩手県と協議の上、月毎に受入計画を作成する。 3 処理加工施設における管理等 (1) ニホンジカ個体の受入及び確認 ① 処理加工施設は、<u>別表の施設が所在する市町村（以下「所在市町村」という。）</u>職員立ち会いの下で、受け入れするニホンジカ個体の捕獲者、捕獲日時、捕獲場所等の捕獲に関する情報を確認するとともに、ニホンジカ個体を区分して管理するための個体番号を付ける。	1 ニホンジカ肉の放射性物質検査 (1) 食肉加工を目的として<u>大槌町の食肉処理加工施設「ジビエ Works ～三陸やま物語～（岩手県上閉伊郡大槌町安渡一丁目 3 番 20 号）」（以下「処理加工施設」という。）</u>が、受け入れしたニホンジカ肉については、全頭につき、岩手県が自ら又は岩手県が指定する検査機関（以下「検査機関」という。）に委任し、放射性物質についての精密検査（以下「精密検査」という。）を行う。 (2) (1)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が 100 Bq/kg 以下の場合は、検査したニホンジカ個体の肉は出荷しても差し支えないものとする。 (3) (1)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が 100 Bq/kg 超過の場合は、検査したニホンジカ個体の肉全てを処理加工施設において廃棄するものとする。 2 処理加工施設におけるニホンジカ個体の受入計画の作成 受け入れした個体の精密検査を効率的に行うため、処理加工施設は、岩手県と協議の上、月毎に受入計画を作成する。 3 処理加工施設における管理等 (1) ニホンジカ個体の受入及び確認 ① 処理加工施設は、<u>大槌町</u>職員立ち会いの下で、受け入れするニホンジカ個体の捕獲者、捕獲日時、捕獲場所等の捕獲に関する情報を確認するとともに、ニホンジカ個体を区分して管理するための個体番号を付ける。

また、捕獲に関する情報、体重、性別、検査結果等を記録する搬入・処理管理台帳を作成するとともに、その写しを<u>所在市町村</u>に提出する。 ② <u>所在市町村</u>は、提出された搬入・処理管理台帳の写しを、速やかに、岩手県に提出する。 (2) ニホンジカ肉の保管・管理 ① 処理加工施設は、受け入れしたニホンジカ個体の解体処理を行い、保冷庫で保管する。 ② <u>所在市町村</u>職員は、処理加工施設が受け入れしたニホンジカ個体の肉について、精密検査に必要な試料の採取を行う。 また、検査機関へ試料の送付を行うとともに、岩手県に精密検査を依頼する旨を報告する。 ③ 処理加工施設は、精密検査の結果が判明するまでの間、検査未了であることを明示し、適切な個体分別の下で保管・管理を行う。 ④ 岩手県は、検査機関から検査結果を受理した後、「ニホンジカ肉の放射性物質検査結果通知書」を作成し、<u>所在市町村</u>及び処理加工施設に通知する。 また、検査結果において、放射性物質の値が 100Bq/kg 超過であることが確認された場合には、速やかに、検査したニホンジカ個体の肉全てが適切に廃棄されるよう<u>所在市町村</u>及び処理加工施設に指示する。 ⑤ 処理加工施設は、<u>所在市町村</u>職員の立ち会いの下、放射性物質の値が 100Bq/kg 超過であることが確認されたニホンジカ個体の肉全てを廃棄用容器へ投入し、適正に廃棄した旨を、「廃棄確認書」により、岩手県に報告する。 (3) ニホンジカ肉の出荷管理及び表示 ① 岩手県は、検査結果において、放射性物質の値が 100Bq/kg 以下であることが確認された場合には、検査したニホンジカ個体の肉が出荷可能であることを<u>所在市町村</u>及び処理加工施設に指示	また、捕獲に関する情報、体重、性別、検査結果等を記録する搬入・処理管理台帳を作成するとともに、その写しを<u>大槌町</u>に提出する。 ② <u>大槌町</u>は、提出された搬入・処理管理台帳の写しを、速やかに、岩手県に提出する。 (2) ニホンジカ肉の保管・管理 ① 処理加工施設は、受け入れしたニホンジカ個体の解体処理を行い、保冷庫で保管する。 ② <u>大槌町</u>職員は、処理加工施設が受け入れしたニホンジカ個体の肉について、精密検査に必要な試料の採取を行う。 また、検査機関へ試料の送付を行うとともに、岩手県に精密検査を依頼する旨を報告する。 ③ 処理加工施設は、精密検査の結果が判明するまでの間、検査未了であることを明示し、適切な個体分別の下で保管・管理を行う。 ④ 岩手県は、検査機関から検査結果を受理した後、「ニホンジカ肉の放射性物質検査結果通知書」を作成し、<u>大槌町</u>及び処理加工施設に通知する。 また、検査結果において、放射性物質の値が 100Bq/kg 超過であることが確認された場合には、速やかに、検査したニホンジカ個体の肉全てが適切に廃棄されるよう<u>大槌町</u>及び処理加工施設に指示する。 ⑤ 処理加工施設は、<u>大槌町</u>職員の立ち会いの下、放射性物質の値が 100Bq/kg 超過であることが確認されたニホンジカ個体の肉全てを廃棄用容器へ投入し、適正に廃棄した旨を、「廃棄確認書」により、岩手県に報告する。 (3) ニホンジカ肉の出荷管理及び表示 ① 岩手県は、検査結果において、放射性物質の値が 100Bq/kg 以下であることが確認された場合には、検査したニホンジカ個体の肉が出荷可能であることを<u>大槌町</u>及び処理加工施設に指示する。
--	---

する。

- ② 処理加工施設は、出荷するニホンジカ肉全てについて、個体番号を記した出荷・販売台帳を作成する。

また、出荷・販売製品の包装パッケージ等に、個体番号及び放射性物質が基準値以下である旨の表示を行う。

4 情報の提供

岩手県、所在市町村及び処理加工施設は、消費者・流通業者等に対して適時・的確に検査結果などの情報を提供するとともに、今後、この「出荷・検査方針」に基づき、処理加工施設が出荷・販売するニホンジカ肉は、食品衛生上問題ないものであることを周知する。

附則

本方針については、令和6年5月1日から適用する。

【別表】 食肉処理加工施設

<u>施設名</u>	<u>施設が所在する市町村</u>
<u>ジビエ Works～三陸やま物語</u>	<u>大槌町</u>
<u>遠野ジビエの里</u>	<u>遠野市</u>

- ② 処理加工施設は、出荷するニホンジカ肉全てについて、個体番号を記した出荷・販売台帳を作成する。

また、出荷・販売製品の包装パッケージ等に、個体番号及び放射性物質が基準値以下である旨の表示を行う。

4 情報の提供

岩手県、大槌町及び処理加工施設は、消費者・流通業者等に対して適時・的確に検査結果などの情報を提供するとともに、今後、この「出荷・検査方針」に基づき、処理加工施設が出荷・販売するニホンジカ肉は、食品衛生上問題ないものであることを周知する。